

地域との共生（環境学習設備の基本方針）

1 環境学習の目的

環境問題は利便性の高い人類の社会生活の代償として派生してきたものであり、温暖化や自然破壊等、地球環境を脅かす地球規模の問題である。

地球環境を維持するためには、天然資源の消費を抑制し環境負荷を減らす社会、すなわち、循環型社会の形成が重要である。循環型社会の形成は行政や企業だけでなく、全ての個人や団体が主体的に実践する必要がある。

また、最新の清掃工場は、これまでのような清掃工場が持つ負のイメージから脱却し多くの人が集う施設であることが望ましい。

そこで、次期清掃工場は、好感を持てる清掃工場をめざし、堺市の環境啓発拠点として、ごみ問題をはじめ温暖化対策や生物多様性など広く環境問題に自然と興味を持ち、理解でき、行動変容につなげる環境学習設備を整備する。

2 上位計画と次期清掃工場環境学習設備の位置付け

(1) 各計画の概要

① 国の施策

ア 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）

「循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法第 15 条第 7 項に基づき、概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされている。そのため、国は第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し令和 12 年度を目標年次とした数値目標を設定した。

第五次循環型社会形成推進基本計画で示された地方公共団体に期待される役割を以下に整理する。

【地方公共団体の役割】

- ▶ 環境教育、環境学習の場の提供
- ▶ 廃棄物排出抑制の推進
- ▶ 各種リサイクル法に関する周知
- ▶ リデュース・リユース・リペア・メンテナンスの啓発
- ▶ 地域のコーディネーター役

イ 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月閣議決定）

「廃棄物処理施設整備計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3の規定に基づき、国が令和5年度から令和9年度の5か年を計画期間として策定した。

廃棄物処理施設整備計画で示された基本的理念を以下に整理する。

【基本的理念】

- （1）基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- （2）災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- （3）脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

② 大阪府の施策

ア 大阪府循環型社会推進計画（令和3年3月策定）

「大阪府循環型社会推進計画」は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画及び環境総合計画の資源循環分野の個別計画として、大阪府が令和3年度から令和7年度の5か年を計画期間として策定した。

大阪府循環型社会推進計画で示された施策の4つの柱を以下に整理する。

【施策の4つの柱】

- （1）リデュース・リユースの推進
- （2）リサイクルの推進
- （3）プラスチックごみ対策の推進
- （4）適正処理の推進

③ 本市の施策

ア 堺市基本計画2025（令和3年3月策定）

「堺市基本計画 2025」は、目まぐるしく変化する社会経済情勢を的確に捉え、将来にわたって持続可能な都市経営を推進することを目的に、本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画とし、令和3年度から令和7年度の5か年を計画期間として策定した。

堺市基本計画 2025 で示された重点戦略の各施策のうち、基本姿勢を以下に整理する。

【都市像の基本姿勢】

(1) 持続可能性 ～ Sustainable ～

SDGs の理念のもと地域社会が持続する都市をめざす。

(2) 多様性 ～ Diversity ～

外見や年齢、文化などの「違い」を問わず、自分らしく活躍できる都市をめざす。

(3) ともに創造 ～ Co-creative ～

本市の様々な主体がそれぞれの特性を活かしながら協創することで創造性が高まる都市をめざす。

(4) Society5.0 ～ Smart ～

ICT やデータを産業、教育、環境、生活など様々な分野に活用し、快適に暮らせる都市をめざす。

イ 堺市SDGs未来都市計画（2021～2025）（令和6年2月改定）

「堺市 SDGs 未来都市計画」は、優れた SDGs の取組を提案する地方自治体として選定された本市が 2030 年にあるべき姿、その実現に向けた取組をまとめた計画である。

堺市 SDGs 未来都市計画で示された堺市の経済・社会・環境のあるべき姿を以下に整理する。

【経済・社会・環境のあるべき姿】

(1) イノベーションを創出し未来に貢献する都市

(2) 誰一人取り残さない社会

(3) 経済と調和した環境先進都市

ウ 堺市環境基本条例（平成 9 年 3 月制定）

「堺市環境基本条例」は、環境の保全と創造について、基本理念を定めるとともに施策を推進することにより、市民が健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的に本市が制定した。

堺市環境基本条例で示された基本理念は、以下のとおりである。

【基本理念】

第 3 条 環境の保全と創造は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承されるように行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、微妙な均衡を保つことによって成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、自然とのふれあいのある都市が実現されるように行われなければならない。

3 環境の保全と創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの立場から自らの行動や事業活動を見直し、あらゆる社会経済活動その他の活動に、資源の循環的利用等環境への配慮を取り入れることによって、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な社会が構築されるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民の全てが、事業活動及び日常生活において環境に配慮した行動への参加を行うこと等により、積極的に推進されなければならない。

エ 堺環境戦略（令和3年3月策定）

「堺環境戦略」は、堺市環境基本条例第 8 条第 1 項に規定する「環境の保全と創造に関する基本的な計画」として位置付けるものであり、令和 32 年を目途とした長期的な環境の将来像や、その実現に向けたロードマップをバックカスティングで示す、堺市の環境行政における新たなビジョンである。

堺環境戦略をベースに、環境関連法等に基づく個別計画において今後 5～10 年間に取り組む具体的な施策展開や指標（KPI）を位置付け、取組を推進する。

堺環境戦略で示された基本的な考え方を以下に整理する。

【基本的な考え方】

- (1) 気候変動対策を全ての軸足に
- (2) 環境を基盤とした社会の変革
- (3) 市民の幸福のための環境イノベーション
- (4) パートナリーシップによる“循環”・“共生”

オ 堺市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）

「堺市一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物処理法第6条1項の規定に基づき、本市が令和3年度から令和12年度の10か年を計画期間として策定した。

堺市一般廃棄物処理基本計画で示された基本方針を以下に整理する。

【基本方針】

- (1) 4Rの更なる推進
- (2) ごみに関わる多様な主体の連携・協働
- (3) 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

(2) 次期清掃工場環境学習設備の位置付け

次期清掃工場環境学習設備は、「堺市基本計画2025」、「堺市SDGs未来都市計画」、「堺市環境基本条例」、「堺環境戦略」及び「堺市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念等に基づき、整備するものである。

次期清掃工場環境学習設備の位置付けを図1に示す。

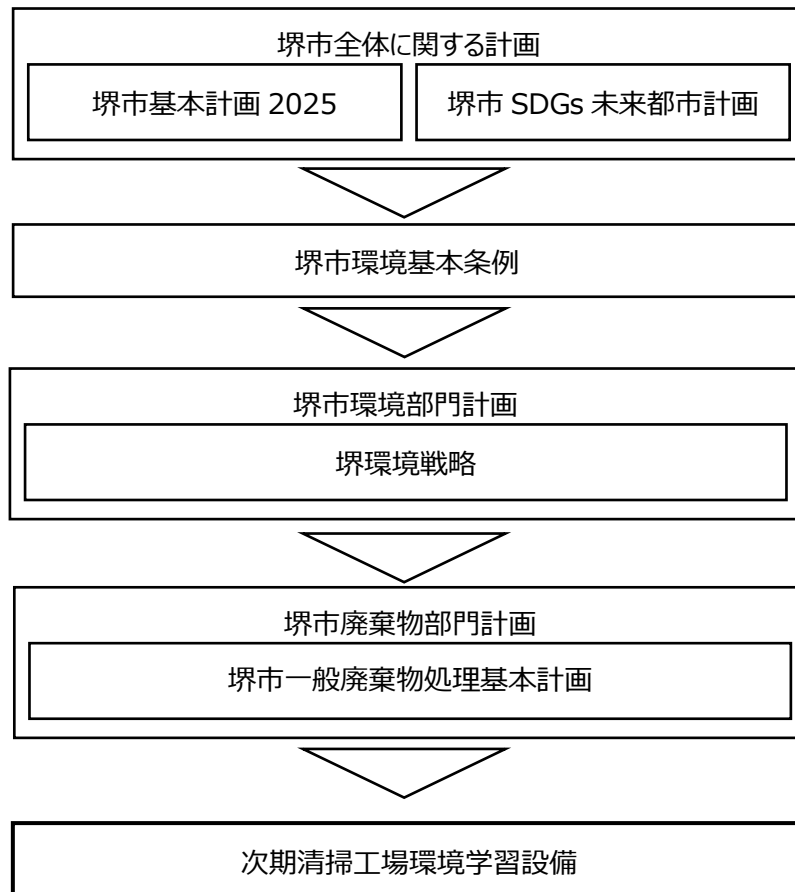


図1 次期清掃工場環境学習設備の位置付け

3 環境学習設備の整備に関する基本方針及びコンセプト

(1) 次期清掃工場の環境学習に向けた視点

国が定めた第五次循環型社会形成推進基本計画では、地方公共団体の役割として廃棄物等に関する情報の収集や地域における環境学習の場の提供が期待されている。また、廃棄物処理施設整備計画においても、環境教育・環境学習の場として処理工程の見学機会の提供が求められている。さらに、大阪府循環型社会推進計画においても、市町村の行動指針として市民や事業者への普及啓発が定められている。

本市では、これまで国に選定された環境モデル都市・SDGs 未来都市として、環境を取り巻く課題解決に向けた様々な取組を実施してきた。「世界をリードする環境先進都市の実現」のためにも市民それぞれが環境問題を理解し自ら行動に移すことができるよう環境学習の場を提供する必要がある。

そのため、次期清掃工場では、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設としてこれらの環境学習の場を提供する。

次期清掃工場における環境学習設備の基本方針及び設備のコンセプトを以下に示す。

基本方針：環境問題を総合的に学び、行動変容を促すことができる設備をめざす

(学習分野)

- ・ごみの減量化・リサイクルの推進
- ・気候変動に適応した社会への転換
- ・自然環境や生物多様性の保全

コンセプト1：わかりやすく主体的に学ぶことができる

(視点)

- ・見て、触れて体験することで自分ごととして環境問題を主体的に学び理解することで、行動変容につなげる

コンセプト2：全ての人が楽しみながら学ぶことができる

(視点)

- ・特定の年齢層や趣向に限定されことなく、環境問題に興味を持てる幅広いコンテンツによって、行動変容につなげる

4 次期清掃工場における環境学習設備

(1) 既存施設の現状

既存施設では、ごみ処理、4R、温暖化対策及び生物多様性について学習する見学コース等を設けている。

(2) 次期清掃工場での取組

次期清掃工場は、既存施設の取組等を踏襲する。加えて、主体的に環境問題を学ぶことにより、持続可能な循環型社会形成への意識付けが効果的に行え、行動変容につなげることができる環境啓発拠点としての役割を付与する。

(3) 次期清掃工場で導入検討する設備又は環境学習プログラム例

「3 (1) 次期清掃工場の環境学習に向けた視点」で定めた基本方針に基づき、次期清掃工場を導入検討する設備及び環境学習プログラムの例をコンセプトごとに以下に示す。

【コンセプト1 わかりやすく主体的に学ぶことができる】

- ・総合啓発パネル（気候変動・プラスチック問題、ごみ減量化、リサイクル、レッドリストに掲載された生物の紹介パネル等）の設置
- ・社会情勢や時代ニーズ等に応じて啓発内容が変更可能なマルチモニターを設置
- ・ごみの処理工程について、実際の設備や実スケールパネルなどを見て、体感しながら見学できる見学コースの設置
- ・直接見ることが困難な設備の内部を分かりやすく学習できるプロジェクションマッピングや AR（拡張現実）の導入
- ・研修室やリユースイベントなど多目的に使えるスペースの設置
- ☞リサイクル物の展示や家庭でできるリサイクル事例、手法の案内
- ☞ペットボトルの出し方など、ごみ分別を実際に体験

【コンセプト2 全ての人が楽しみながら学ぶことができる】

- ・環境問題をクイズ形式で、楽しみながら学習可能なアトラクション型シアター設備の導入
- ・来場者が自由に使用できる休憩スペースの設置
- ・自転車発電機等の発電の仕組みを楽しく体験できる設備を設置
- ・余熱を利用した温水発生仕組み及び体験（ミニ足湯等）
- ・煙突に展望デッキの設置
- ☞バリアフリー及びユニバーサルデザインの採用
- ☞説明文の多言語化や平易化

5 他自治体事例・本市の既存施設における環境学習設備

(1) 他自治体事例

① 他自治体の動向

過去 10 年（平成 26 年度から令和 5 年度）に竣工した蒸気タービン発電機付きの焼却施設を対象に、自治体又は施設の Web サイトを調査した。

環境学習設備の確認状況は表 1 に示すとおりであり、調査対象施設は 115 件あり、そのうち Web サイトで環境学習設備が確認できたのは 74 件であった。

そのため、Web サイトで環境学習設備が確認できた事例について、調査した結果を表 2（次頁）に示す。

表 1 環境学習設備の確認状況

項目	単位	施設数	割合
環境学習設備の記載有	件	74	64.3%
環境学習設備の記載無	件	41	35.7%
合計	件	115	100.0%

※平成 26 年度から令和 5 年度に竣工した蒸気タービン発電機付きの施設を環境省一般廃棄物処理実態調査令和 4 年度版より抽出し Web サイトで調査した。

表 2 環境学習設備の整備施設数及びその割合

項目	概要	設備を有する施設数※ ¹ (件)	割合※ ²
研修室・学習施設・研究室・会議室	施設の説明、環境セミナー等に使用する部屋及び見学ルート等の学習設備	66	89.2%
展示コーナー	リサイクル品、環境情報等を展示する空間	48	64.9%
エントランススペース・ホール	正面玄関を入ってすぐの開けた空間	40	54.1%
広場・公園	来場者の休息及び遊戯等に使用する屋外の空地	21	28.4%
工作室・工房	粗大ごみ等の修理又は工作会等のイベントで使用する作業場	17	23.0%
太陽光発電	太陽光を利用した発電設備	13	17.6%
シアター	映像を観覧することを主目的とした空間	12	16.2%
屋上庭園等	構造物の表層に植物を植えた園地（屋上緑化、壁面緑化を含む）	12	16.2%
展望台・展望デッキ	施設周辺の景色を見渡す場所	10	13.5%
修理品等販売・配布コーナー	修理品等の販売スペース	9	12.2%
談話・交流のためのフリースペース	来場者が自由に使える空間	8	10.8%
余熱利用設備	廃棄物処理で発生した熱エネルギーを熱源として利用した空調や給湯を体験できる足湯等の設備	8	10.8%
図書室・資料室・情報室	書籍や電子データを閲覧する部屋及び空間	6	8.1%
ビオトープ	その地域にすむ生物が生息できるようにした空間	6	8.1%
風力発電	風力を利用した発電設備	5	6.8%
遊戯室・保育室	低年齢児を対象とした遊び場	5	6.8%
和室・茶室	畳張りの部屋	4	5.4%
試験農場	生ごみたい肥を使用する菜園やビニールハウスへの熱供給	3	4.1%
その他	上記以外の設備	2	2.7%

※¹ 複数の環境学習設備を有する施設が存在する場合は各々の環境学習設備を実績として計上（重複あり）。

※² 記載の割合は各環境学習設備を有する施設数を Web サイトで環境学習設備が確認された施設数（74 件）で除して計上。

② 先進的な事例

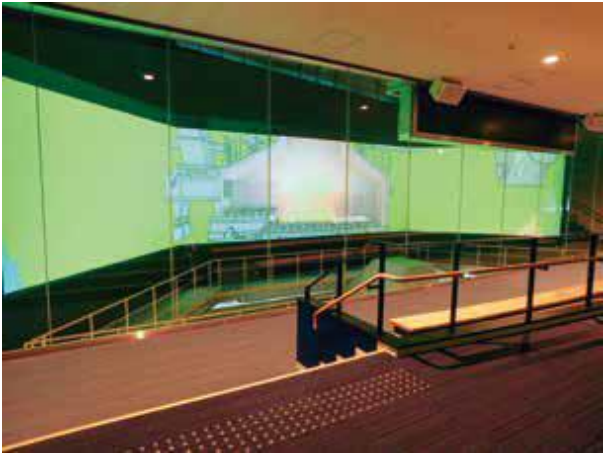
表 2 に示した各項目のうち、先進的な代表事例を以下に示す。

研修室・学習施設・研究室・会議室	
	【施設概要】 鳥取県東部広域行政管理組合 可燃物処理施設リンピアいなば (鳥取県東部広域行政管理組 合、2023 年度供用開始) 【概要】 プロジェクションマッピングを導入しご み処理の様子を説明。
展示コーナー	
	【施設概要】 さいたま市桜環境センター (さいた ま市、2015 年度供用開始) 【概要】 家内を模した 3 R に関する展示コ ーナー。専用のスコープをかざすとク イズが出題される学習設備。

出典：各施設の Web サイト及びパンフレット

エントランススペース・ホール	
	【施設概要】 京都市南部クリーンセンター（京都市、2019 年度供用開始） 【概要】 ごみ処理やリサイクルについて学べる大型サイネージを設置。人の動きに合わせて表示内容が変化し大画面に流れる情報から直感的に好きなものを選択可能。
広場・公園	
	【施設概要】 武蔵野クリーンセンター（武蔵野市、2017 年度供用開始） 【概要】 誰でも自由に入ることのできる広場。イベントを開催するだけでなくプラットホームを見ることができるのぞき窓も設置。
工作室・工房	
	【施設概要】 東播臨海広域クリーンセンター（高砂市、2022 年度供用開始） 【概要】 前面がガラス張りで作業の様子を観察できるリサイクル工房。

出典：各施設の Web サイト及びパンフレット

太陽光発電	
	【施設概要】 ながの環境エネルギーセンター （長野広域連合、2018 年度 供用開始） 【概要】 屋外に太陽光発電設備を設置 するだけでなく太陽光発電を体験 学習する設備を設置。
シアター	
	【施設概要】 桑名広域清掃事業組合可燃ご み焼却施設（桑名広域清掃事 業組 合、2019 年度 供用 開 始） 【概要】 幅 22mのスクリーンにごみ処理の 仕組みについてキャラクターが紹 介する動画を上映。
屋上庭園等	
	【施設概要】 町田市バイオエネルギーセンター （町田市、2021 年度供用開 始） 【概要】 環境に配慮した屋上緑化や壁面 緑化の取組。

出典：各施設の Web サイト及びパンフレット

展望台・展望デッキ	
	【施設概要】 東播臨海広域クリーンセンター (高砂市、2022 年度供用開始) 【概要】 施設周辺を眺望できる設備。
修理品等・販売配布コーナー	
	【施設概要】 町田市バイオエネルギーセンター (町田市、2021 年度供用開始) 【概要】 搬入された粗大ごみを修理・再生し市民が購入してリユース可能。
談話・交流のためのフリースペース	
	【施設概要】 広島中央エコパーク（広島中央環境衛生組合、2021 年度供用開始） 【概要】 給茶設備などが設置された憩いと交流の場としてくつろげる空間。

出典：各施設の Web サイト及びパンフレット

余熱利用設備	
	【施設概要】 久留米市宮ノ陣クリーンセンター (久留米市、2016 年度供用開始) 【概要】 ごみを焼却した余熱を利用した足湯。
図書室・資料室・情報室	
	【施設概要】 第二工場ごみ処理施設（東埼玉資源環境組合、2016 年度供用開始） 【概要】 施設の仕組みを紹介するメディアウォールや運転状況を表示するモニターを設置した環境図書を自由に読めるコーナー。
ビオトープ	
	【施設概要】 新環境クリーンセンター（富士市、2020 年度供用開始） 【概要】 富士市の森林や水辺に見られる自然環境を観察できるように造成工事で発生した岩や残土を有効利用して地形を形成。

出典：各施設の Web サイト及びパンフレット

風力発電	
 	【施設概要】 福岡都市圏南部工場（福岡都市圏南部環境事業組合、2016 年度供用開始） 【概要】 風力発電設備を設置し、工場棟で利用。発電状況は施設に設置されたモニターから確認可能。
遊戯室・保育室	
	【施設概要】 京都市南部クリーンセンター（京都市、2019 年度供用開始） 【概要】 SDGs のアイコンカラーで構成された保護者と来場した子どもたちの遊び場。パネルを設置し取組についても紹介。
和室・茶室	
	【施設概要】 第 1 清掃センター（南越清掃組合、2021 年度供用開始） 【概要】 地域の住民が様々な活動に利用できる和室。

出典：各施設の Web サイト及びパンフレット

試験農場	
	【施設概要】 武蔵野クリーンセンター（武蔵野市、2017 年度供用開始） 【概要】 生ごみ堆肥を使った菜園。収穫した野菜はクリーンセンターでのイベントなどで活用。

出典：各施設の Web サイト及びパンフレット

(2) 本市の既存施設における環境学習設備

本市の既存施設における環境学習設備を以下に示す。

① 東工場の環境学習設備

アトラクション型シアター	
	クイズ形式のゲームで環境問題を学べるアトラクション型シアター。
4R 展示	
	4R の取組を学べるリサイクル品の実物展示。
啓発パネル	
	環境問題を啓発するパネル展示。

② 臨海工場の環境学習設備

見学ルート	
	のぞき窓を設け、作業や機器の様子を観察しながら学習できる見学ルート。
啓発パネル	
	ごみの分別・リサイクルについて学習できるパネル展示や、ごみ処理の方法・清掃工場の設備を学習できるパネル展示。
実物大ゴミクレーンバケットのパネル展示	
	清掃工場の設備を体験しながら学習できるパネル展示。

メタル及びスラグの実物展示



清掃工場から出るメタル
及びスラグの実物展示や
スラグの再利用について
学習できるリサイクル品
の実物展示。

【参考資料 1】本市上位計画の概要

1 各計画の概要

(1) 国の施策

① 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）

「循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法第 15 条第 7 項に基づき、概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされている。そのため、国は第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、令和 12 年度を目標年次とした数値目標を設定した。

第五次循環型社会形成推進基本計画で示された重点分野、地方公共団体に期待される役割、国の取組のうち、環境学習への関連が考えられる項目の概要を以下に整理する。

1. 重点分野

- (1) 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- (2) 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- (3) 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- (4) 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

2. 地方公共団体に期待される役割

- ・地域のコーディネーター役として住民の生活に密着した資源循環システムの構築。
- ・各種リサイクル法に関する周知や必要な措置等を実施し、廃棄物の排出抑制、循環資源の分別回収・循環利用、再生材の利用を推進。
- ・ごみを発生させないためリデュース・リユース・リペア・メンテナンス等の取組の重要性を市民に啓発。
- ・廃棄物等に関する情報の収集、地域における環境教育・環境学習の場の提供。

3. 国の取組

- (1) 循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
 - ・個々人の意識を高めるため、実際の行動に結びつくような情報発信や仕組みづくりの推進。
- (2) 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
 - ・先進的な取組事例の共有・発信。
 - ・各種リサイクル法制度の啓発。
- (3) 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
 - ・3R+リペア、メンテナンス、シェアリング、サブスクリプションの意識を高め取組を促進。
 - ・消費者の意識を高め実行動に移していけるようライフスタイルの転換を促進。
- (4) 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
 - ・循環型社会に向けた普及啓発を促進するため、「資源循環ハンドブック」を環境教育に活用。
 - ・取組事例や関係法令の紹介。
 - ・「体験の機会」等を活用した体験活動への参加の機会の拡充を通じて、国民の循環型社会に対する理解や意識変容等を促進。

② 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月閣議決定）

「廃棄物処理施設整備計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3の規定に基づき、国が令和5年度から令和9年度の5か年を計画期間として策定した。

廃棄物処理施設整備計画で示された基本的理念、廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施及び運営のうち、環境学習への関連が考えられる項目の概要を以下に整理する。

1. 基本的理念

- （1）基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- （2）災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- （3）脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- （1）市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
 - ・2R（排出抑制及び再使用）に関する適切な普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等。
 - ・資源回収拠点の活用を考慮した分別収集の啓発。
- （2）持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
 - ・廃棄物処理や資源循環を支える人材確保に向けた研修・情報交流・人材交流等の機会創出。
- （4）地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
 - ・環境教育・環境学習の場として処理工程の見学等機会の提供。
- （5）災害対策の強化
 - ・関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練。
 - ・気候変動の影響や適応に関する意識の醸成。
- （6）地域住民等の理解と協力・参画の確保
 - ・施設の安全性や環境配慮に関する情報提供。
 - ・生活環境の保全、公衆衛生の向上、環境負荷低減、災害時の対応、地域振興及び環境教育等多面的価値についての住民や事業者への説明。

(2) 大阪府の施策

① 大阪府循環型社会推進計画（令和3年3月策定）

「大阪府循環型社会推進計画」は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画及び環境総合計画の資源循環分野の個別計画として、府が令和3年度から令和7年度の5か年を計画期間として策定した。

大阪府循環型社会推進計画で示された施策の4つの柱及び市町村の役割のうち、環境学習への関連が考えられる項目を以下に整理する。

1. 施策の4つの柱

- (1) リデュース・リユースの推進
- (2) リサイクルの推進
- (3) プラスチックごみ対策の推進
- (4) 適正処理の推進

2. 目標達成に向けて講じる主な施策

- (1) リデュース・リユースの推進
 - ・ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの促進。
 - ・食品ロス発生抑制に向けた働きかけ。
- (2) リサイクルの推進
 - ・紙類の分別排出に理解と協力を求める。
 - ・「大阪府アップサイクル製品認定制度」の一層の周知。
 - ・アップサイクル製品の情報提供による普及拡大。
- (3) プラスチックごみ対策の推進
 - ・マイボトルの普及啓発。
 - ・エコバッグの継続した啓発。
 - ・使い捨てプラスチック削減の働きかけ。
- (4) 適正処理の推進
 - ・自然災害の発生に備える取組の周知。
- (5) 市町村の役割
 - ・住民による環境に配慮した消費行動の促進。
 - ・住民や事業者による分別排出の促進。
 - ・リサイクル製品の普及啓発。
 - ・住民によるワンウェイプラスチック削減の促進。
 - ・最終処分場確保のため住民による3R活動の促進。

(3) 本市の施策

① 堺市基本計画2025（令和3年3月策定）

「堺市基本計画 2025」は、目まぐるしく変化する社会経済情勢を的確に捉え、将来にわたって持続可能な都市経営を推進することを目的に本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画とし令和 3 年度から令和 7 年度の 5 か年を計画期間として策定した。

堺市基本計画 2025 で示された重点戦略の各施策のうち環境学習への関連が考えられる項目を以下に整理する。

1. 都市像の基本姿勢

(1) 持続可能性 ～ Sustainable ～

SDGs の理念のもと地域社会が持続する都市をめざす。

(2) 多様性 ～ Diversity ～

外見や年齢、文化などの「違い」を問わず、自分らしく活躍できる都市をめざす。

(3) と共に創造 ～ Co-creative ～

本市の様々な主体がそれぞれの特性を活かしながら協創することで創造性が高まる都市をめざす。

(4) Society5.0 ～ Smart ～

ICT やデータを産業、教育、環境、生活など様々な分野に活用し、快適に暮らせる都市をめざす。

2. 重点戦略の各施策

(1) 将来に希望が持てる子育て・教育 ～ Children's future ～

・多様なニーズに応じた体験活動の推進。

(2) 強くしなやかな都市基盤 ～ Resilient ～

・市民や事業者のごみの減量化、リサイクルに関する意識向上に向けた情報発信。

・食品ロスを含む生ごみの削減や、家庭系古紙類の回収強化、ごみと資源の分別徹底など、ごみの減量化やリサイクルの推進。

・環境講座など、こどもや学生を対象とした環境学習の重点的推進。

・個々に応じた無理のない環境行動変容の促進を図るため行動科学の知見を活用した環境啓発。

② 堺環境戦略（令和3年3月策定）

「堺環境戦略」は、堺市環境基本条例第 8 条第 1 項に規定する「環境の保全と創造に関する基本的な計画」として位置付けるものであり、令和 32 年を目処とした長期的な環境の将来像やその実現に向けたロードマップをバックカスティングで示す、堺市の環境行政における新たなビジョンである。

堺環境戦略をベースに、環境関連法等に基づく個別計画において今後 5～10 年間に取り組む具体的な施策展開や指標（KPI）を位置付けて取組を推進する。

堺環境戦略で示された基本的な考え方及び分野ごとの施策と基本的な方向性のうち環境学習への関連が考えられる項目を以下に整理する。

1. 基本的な考え方

- (1) 気候変動対策を全ての軸足に
- (2) 環境を基盤とした社会の変革
- (3) 市民の幸福のための環境イノベーション
- (4) パートナシップによる“循環”・“共生”

2. 分野ごとの施策と基本的な方向性

- (1) 革新的イノベーションを集結した脱炭素都市
 - ▶ 公共交通・自転車利用促進。
 - ▶ エコカーの導入促進。
- (2) 環境と経済とが調和する循環都市
 - ▶ ごみ減量化・リサイクルの推進。
 - ▶ ナッジ等の行動科学の活用や環境情報の見える化など、環境行動への誘導。
 - ▶ 小中高校における環境教育の展開・拡大。
 - ▶ 環境教育都市ブランドの確立。
- (3) 自然と共生した安全・安心で魅力ある快適都市
 - ▶ 生物多様性の普及啓発や外来生物対策など、生物多様性の保全・再生等。

③ 堺市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）

「堺市一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物処理法第6条1項の規定に基づき、本市が令和3年度から令和12年度の10か年を計画期間として策定した。

堺市一般廃棄物処理基本計画で示された基本方針及び実現に向けた施策のうち、環境学習への関連が考えられる項目を以下に整理する。

1. 基本方針

- (1) 4Rの更なる推進
- (2) ごみに関わる多様な主体の連携・協働
- (3) 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

2. 実現に向けて

- (1) 基本方針①4Rの更なる推進
 - ・生ごみの減量の原料に関する情報発信の強化。
 - ・食品ロス削減に関する情報発信の強化。
 - ・リユースに関する情報発信の強化。
 - ・雑がみの分別に関する情報発信の強化。
 - ・不適正排出に関する事例紹介など情報発信の強化。
- (2) 基本方針②ごみに関わる多様な主体の連携・協働
 - ・減量化・リサイクルに関する情報発信の強化。
 - ・若年層等を対象とした環境教育の充実。
 - ・ごみへの関心が低い層やごみに詳しくない層に向けた情報発信手法の確立。
- (3) 基本方針③環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
 - ・プラスチック製容器包装の適正排出推進。
 - ・使用済小型家電の最適な回収・リサイクルに向けた情報発信。
 - ・水銀使用廃製品の適正回収に向けた情報発信。
 - ・家庭系ごみ排出方法の周知徹底。

2 堺市環境基本条例における次期清掃工場環境学習設備の位置付け

堺市環境基本条例（平成9年3月制定）では、環境の保全と創造について以下のとおり基本理念等を定めている。

【基本理念】

第3条 環境の保全と創造は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承されるように行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、微妙な均衡を保つことによって成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、自然とのふれあいのある都市が実現されるように行われなければならない。

3 環境の保全と創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの立場から自らの行動や事業活動を見直し、あらゆる社会経済活動その他の活動に、資源の循環的利用等環境への配慮を取り入れることによって、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な社会が構築されるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民の全てが、事業活動及び日常生活において環境に配慮した行動への参加を行うこと等により、積極的に推進されなければならない。

【市の責任】

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という）に従い、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するとともに、市民及び事業者が行う環境の保全と創造に関する自発的な活動を支援する責務を有する。

【環境に関する教育及び学習の振興等】

第16条 市は、市民等が環境の保全と創造についての理解を深め、自発的な環境への負荷の低減その他の環境保全活動を行う意欲が増進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずる。